

第4回庄原市行政評価委員会 会議録（摘録）

1. 開催日時 令和3年10月13日（水）
開 会：13時 30分
閉 会：15時 25分
2. 開催場所 庄原市役所 5階 第1委員会室
3. 出席委員 石川芳秀 委員（委員長） ・ 清水孝清 委員（副委員長）
中間幸子 委員 ・ 箕越美紀子 委員
藤野明美 委員
4. 欠席委員 名越圭佑 委員 ・ 馬船純一 委員
5. 出席職員
- | | | |
|-------|--------|--------------|
| 総務部 | 危機管理課長 | 島田 虎往 |
| | 危機管理課 | 危機管理係長 原田 雄太 |
| 企画振興部 | 自治定住課長 | 中村 雅文 |
| 環境建設部 | 都市整備課長 | 久保 隆治 |
| | 都市整備課 | 建築係長 藤谷 克信 |
| 総務部 | 行政管理課長 | 荘川 隆則 |
| | 行政管理課 | 行政管理係長 奥山 寿春 |
| | 行政管理課 | 行政管理係 小林 裕美 |
6. 傍聴者 0人
7. 会議次第 別紙のとおり
8. 会議経過 別紙のとおり

第4回庄原市行政評価委員会次第

令和3年10月13日（水）13：30から
庄原市役所 5階 第1委員会室

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 評価意見の検討

(1) 自治振興区振興交付金（特別振興交付金） 資料1

(2) しょうばら縁結び事業 資料2

4. 評価対象事業の説明

(1) 自主防災組織活動補助金 資料3-1～4

(2) 老朽危険建築物除却促進事業補助金 資料4-1～4

5. その他

次回評価委員会議	第5回行政評価委員会 ・令和3年10月20日（水）13時30分～ ・5階第1委員会室
評価シート提出期限	令和3年10月17日（日）

6. 閉 会

会 議 経 過

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

お忙しい中、タイトなスケジュールにも関わらずお集まりいただきありがとうございます。本日もご協力をよろしくお願いいたします。

3. 評価意見の検討（ 内は評価シート記載意見）

(1) 自治振興区振興交付金（特別振興交付金）

－ 事務局より追加資料等説明 －

委員 【①その他の見直し】

本事業は市内の自治振興区を運営する事業としては最も必要である。現在 22 の自治振興区があるが、その規模は自治振興区管内の人口規模で多い区では約 5,900 人、少ない区は 200 人余りとその差は大きい。そうした中で、交付金の対象となる事務局職員数については 3 つの区を除いてはすべて 2 人体制で交付金を交付しているが、管内人口に似合った職員体制に見直しが必要と思われる。合わせて小さな自治振興区においては高齢化や人口減少がますます進んでおり、活動自体が難しくなっている中で、早急に統合して活動しやすい規模となるよう進められたい。

委員 【②その他の見直し】

人口及び世帯数の全体バランスを考慮した自治振興区の区割りを再考されたい。緊縮財政の中で現在の職員設置数とか機構組織がベストとは考えにくい。職員給与が平均的に安いとの意見もある中で、より有能な人材を確保する為には全体をスリムに再考する必要があると思います。

「自治運営」が叫ばれて今日に至る。昔「常会」という活動が最小単位で地域の活動を担ってきたが、組織が小さいだけに隣同士助け合って生活するという昔ながらの地域の人口が減っていき、自治振興区の役職を担う方が少なくなり努められないという地域もあるようです。自治振興区の手法も、人材がないからと聞くが、「時給が低いから」とか 1 日でも 4・5 時間しか働けないとか、最低賃金はあるが、地域の運営力を高めるとすれば、従事する職員方、優秀な人材を確保しないと、自治会運営が維持できなくなっているのではないかと思う。

2 年ごとの見直しということで、数・職員・給与ベースなど、一番身近な自治組織なので、見直し検討委員会みたいなものを作って喧々譁々としても良いのではないか。地域の格差がこれだけあれば色々な意見が出てくるのではないか。熱心に取り組んでいる自治振興区とそうでないところがある。

委員

【③ 現行どおり】

住民が主体となり地域を作るよい事業だと思うわれる。22 振興区により課題も異なると思うが、人口の減少・住民の高齢化・最低賃金の引き上げなど実情に合った取組となるよう、現行の枠組みの中でブラッシュアップして頂きたい。

委員

【④ その他の見直し】

22 の自治振興区がこのまま存続できるか、また再編するかが今後の重要な課題になってくると思う。全体的（具体的）な予算組が見えないので難しい所であるが、限られた予算（交付金）の中でより効果的な活用を望みます。

前回会議において、企業としたら少ない団体を統合して、事務方の人数を減らして、給料を上げるといったが、少なくすると失業する方が出てくる。企業としては失業はさせないで、ほかの分野を広げてほかの分野の生産性を上げて、給与や賞与を多く出せるようにするというのが企業努力ですが、やはり最低賃金は守っていかねばならないし、賞与が無いと魅力ある仕事にならない。ボランティア的な面もあるかもしれないが、職として勤めているので、充実しないといけないと思う。

委員

【⑤ その他の見直し】

事務員としての基本給は庄原市内の民間企業と同等程度であり、妥当と思われる。しかし、賞与に当たる一時金は見直す必要があるのではないだろうか。また、自治振興区ごとの事務量の差を考えて給与のあり方を見直すのであれば、担当する自治振興区の住民人数に合わせた給与格差を設けるか、一時金に格差を設けるか、事務員の人数を減らして掛け持ちにさせるかなど検討の余地はあると思う。

前提として、今月から広島県の最低賃金が時給 899 円となった。事務員の最低賃金が 153,300 円を週 40 時間で 4 週間で 1 時間あたり 958 円となる。事務員としての基本給が市内民間企業で多い所で 18 万円くらいあるが、少ない所は 14 万円代。そのため民間企業と同等程度であり、妥当と考える。

ただ一時金は派遣社員でも賞与は夏 1 か月・冬 1 か月出ており、それと比べてどうかと考える。

委員

【⑥ 現行どおり】

住民全体が主体的に自分たちの地域のことを考えていくため、中心となるのが自治振興区であるため重要な事業である。
人口減少も進む中、ますます振興区の規模に差が生まれてきている現状もあることや、2 年ごとに振興区と協議しながら事務職員の給与等検討してこられた経緯もある。今後も課題としてあげられている再編、事務局体制の整備、交付金の活用について、振興区と協議しながら進めていただきたい。

統合することによって活動はしやすくなると思うが、「ポツンと一軒家」みたいなところへも支援が届くように、取り残されないように話し合いながら統合を進めていただきたいと思う。

委員 【⑦ 拡充】

それぞれの地域に根付いた事業が多く、市民も身近に感じるのも、もっと充実したものになればよいと思います。

- 委員 他地域で加入率が低い理由は分かったが、新坂において加入率が低い理由は何か。
- 事務局 人口が214人ということで1人あたりが2%と高い。そのため、転入者や帰られたばかりの方が自治会に入らないと、1人が2%なので1家族5人であれば10%となる。
- 委員 多くの地域は100%近い加入率となっている中、75%となっているのは特別な理由があるわけではないのか。
- 事務局 新坂は帝釈峡・国民休暇村に近く、福山からの移住・定住が割とある地域で、転入はしたが、地域とのつながりが無い状態となっている方もいると伺っている。
- 委員 国の「集落支援員」、庄原の「地域マネージャー」は同じ制度なのか。
- 事務局 制度自体は同じ。ただし、各市町において基準を決めて支給し、全額、国の交付金対象となる。市町によって時給などは異なる。
- 委員 賃金が安いと伺うが、支給に対して庄原市の財政は影響を受けるのか。
- 事務局 市の負担は無い。市の基準として一人当たりの上限額を210万円/年と決めている。国の基準はどんどん上がっており、375万円/年と400万円に近づいている。これはあくまでも1人の方が年間を通じて働くことを基準にしている。庄原の場合、自治振興区へ地域マネージャーが配置されるが、地域マネージャーを雇用する時に、年間を通じて働くということが少ない。年間で40日・120日などの方が多いため、国の基準よりは少し低く設定している。事務局長と事務局員の賃金を超えていくので、それはいかがかということで少し低くなり時給972円としている。
- 委員 22自治振興区となって9年が経過しているが、今後の予定は如何。
- 事務局 市や自治振興区連合会においての意見では統合を進めていこうと進んでいる。具体には合併への取組を進めている団体もあるが、なかなか最終段階までは進んでいない。きっかけが必要と思われる。現在、高野でその検討が進められていると伺っている。その他の地域については支所も入って検討していかないと、これまでの事業ができていない状況が課題としてある。関係機関と協議をしながら進めていきたいと考えている。
- 委員 事務局体制において、事務局長・事務局員が全ての自治振興区にいるのか。
- 事務局 上高自治振興区は事務局長が欠員となっており、人選中。事務局員は1～2名、独自雇用も含めると3名といったところもあり、欠員は無い。

—総括意見—

委員長 「その他の見直し」とする。

(2) しょうばら縁結び事業

－ 事務局より追加資料等説明 －

委員 【①その他の見直し】

本市においても婚姻年齢が上がり未婚率の増加など大きな問題となっており、人口減少や少子化対策に婚姻対策事業は最も効果がある。本事業においてはこれまで様々な形で取り組みをされたが、大きな成果となっていない現状にある。今後については縁結び支援員などの育成強化や企業・団体等を対象とした会員拡大やインターネットを活用した事業展開など今後も内容をより充実した形での見直しが必要と思われる。

本市では他市町に無いような取り組みをしており、実績はあるようですが、婚活対策・人口減少や少子化対策には必要な事業と思うが、縁結びの支援員とか企業・団体等を介したPRを含め、アプリ・インターネットを活用した事業展開などの意見ですが、他所の様子を伺うと実施していないということなので、ただ、庄原市には他所の様にホテルなども無いし、それなりに必要と考える。

委員 【②その他の見直し】

カップル成立により人口増加の狙いがある事業と考えるが、時代の変化に伴って男女の出会い方が変わってきているのでは？と思います。若い人の意見を十分に聞き取りして費用対効果のあるシステム及び事業内容の見直しを検討されたい。

若い方の感覚がつかめなくて、どういう方法が一番良いのか悩んだ。若い人がアプリ等を活用されて無事婚姻されて、むしろ婚姻後の支援の方が良いのではないのかと思った。

委員 【③その他の見直し】

人口が減少する中で、婚活支援は必要だと思うが、支援の在り方については見直しが必要と思われる。また、ひとり親家庭の課題もあると思うので、幅広い年代での婚活の支援に繋がれば良いと感じる。

委員 【④その他の見直し】

費用対効果がどの程度なのか、しっかりと把握できていないと、進めてもあまり効果が出ないのではないかと思う。今の若い人達、また、結婚を希望している人達には、もっと違う手法があるのでは？折角予算を組んであるのだから画期的な事業ができないか。

昔は青年会があつて、そこで活動があつた地域もある。市が実施するということがこの時代にどうかと思う。自分たちが結婚願望がある人たちが立ち上がって事業実施しないと有効な事業とならないのではないか。また、結婚したくない人も多くいるが、年配の方がアドバイスしてもしっくりいかないのではないかなと思う。他での成功事例を参考としてはと思う。

委員 【⑤その他の見直し】

民間の婚活事業者と比べれば、本人負担費用が安く済むのは良いが、入会しやすさはどうだろうか。年齢、婚姻歴など問わないのは入会しやすいが、もう少し気安さみたいなものがほしい。また、事業自体があまり知られていない感がある。社会人である独身男女についてはもっと宣伝する方法があってもいいのではないだろうか。

この事業について転入手続の際に紹介された話しを聞いたが、それ以降音沙汰が無いので、運営されているのかどうか把握し辛い状況もある。

委員 【⑥その他の見直し】

晩婚化、未婚化が人口減少の要因ということもあり、重要な課題に取り組む事業である。
若い方の中には出会いを求めている声を聞くこともある。今後は AI アプリを活用するなど、新しい生活様式の中での取り組みを検討いただきたい。

他市町事例のようなホテルや家具屋といった民間企業が主体の事業実施は、本市に企業が無いことから、民間に移行するにしても、しばらくは市での実施を期待したい。

出会いが無いという声も聞くが、紹介は断られ、マッチングアプリの利用を好まれる。

委員 【⑦現行どおり】

今は、コロナの影響でなかなか実施は難しいかもしれませんが、出会いの場を作り、庄原に迎え入れて家族を増やして欲しいので、事業継続を望みます。

—総括意見—

委員長 「その他の見直し」とする。

4. 評価対象事業の説明

(1) 自主防災組織活動補助金

— 事務局より評価シート及び資料に基づき説明 —

委員 自主防災組織とは消防団のことか。

事務局 自助・共助・公助の中の共助にあたる事業で、自治会や自治振興区がそれぞれ自主的に防災活動をされるということで組織化されている団体になる。自治振興区がそのまま自主防災組織として登録されているところもあるし、下部組織にあたる地域の自治会の自主防災会ということで実施されている。ですので、自治会に加入していないと自主防災組織に入れないということになる。

そのため、組織率 75%というのは、自治会に加入していない方もいるため 75%に

留まっている。

委員 組織数はどのくらいか。

事務局 令和3年3月末時点で75団体、戸数は約15,300世帯中11,483世帯が参加している。

委員 補助対象のソフト面で、「設立時」の補助とあったが、申請は1団体1回限りか。

事務局 各年度1回のため、防災訓練など事業実施状況により毎年度申請の団体もある。設立時の準備としては、組織化するために派遣される制度である県の防災アドバイザーの旅費などの経費も対象としている。

委員 三次・府中町・熊野町で防災士資格取得補助があるが、本市ではどうか。また、市で防災士は何人いるのか。

事務局 組織として防災士を置いて、組織強化に結びつけるということの中で資格取得に係る経費補助はソフト事業で出している。人数については別途回答する。

委員 今までに対象となった事案は如何。

事務局 今年度、西城が対象で、補助金申請が出ている。

委員 防災士取っただけでなく、地域での防災へ関わっているのか活用状況は如何。

事務局 防災士を取られた方は地域で有効に活用されていると認識している。特に消防団の関係者、消防署や警察署の元職員については研修等一部免除もあるので、防災士として資格取得していただいた後、地域で有効に活用されている。場合によっては、県で登録され、県の依頼で市外にも出られて、防災アドバイザーとして活動されている事例も伺っている。

委員 防災士は費用がかかる。2日弱の講習と試験を受けるが、救急救命士など有資格者であることが必要など、条件があり、ハードルが高い。でも「防災士」がお金になるわけではない。

自身が受講した際には、三次からは消防の方面隊長等多くの方がいたが、庄原市は自分だけだった。

毎年のように災害が発生しているので、意識を高める活動が必要と思う。

事務局 講習費用は9万円弱。

委員 今までの活動内容で、防災資材の整備内容が知りたい。

事務局 別途資料を提供するが、概ね次のとおり。

(1)情報収集伝達用具：テレビ・ラジオ等

(2)消火・防火用具：消防ホース・収納ボックス・消火栓の開閉器・ハンドマイク・ジェットシューター

(3)救出・救護用具：担架・車いす・発電機・投光器・延長コード・救急箱・救護用テント

(4)給食・給水用具：炊き出しの資機材（材料含む）備蓄用食糧品・水・タンク

(5)資機材収納庫：プレハブ倉庫（設置費含む）

(6)その他：マット・毛布・簡易ベッド・換気のための大型扇風機・ブルーシート・マスク・消毒薬・検温器

- 委員 先般、新聞に出ていた庄原自治振興区のテントはこの補助事業か。
- 事務局 避難所の中での間仕切りテント。今回庄原自治振興区は市民会館・自治振興センターを避難所として使うという中で、これまでも市が購入して配備したものもあるが、それだけでは足りないということで、団体として購入している。
- 委員 22 振興区に各 1 人は防災士はいるのか。有事の際にリーダーシップをとるのが防災士と思うが。いない地域もあるのか。その際には取得推進も必要と考える。何を常備したらよいか知りたい。
- 委員 課題にある、自主防災組織が市内に 75 あるが人口カバー率 75% を 80% にとあるが、自主防災組織は簡単にできるものなのか。
- 事務局 災害が増える中で、自治振興区または自治会を中心に支援が必要な方、高齢者・障害者・独居の方、それぞれ災害・それ以外においても 同避難していただくかということを各自治振興区で取り組んでいただいている中で、活動内容は自主防災組織も似たものになるが、自主防災組織という形で取り組んでいただければこの補助金を使えるということで組織化をし、また、振興区長がそのまま自主防災組織の会長をしているところもあれば、下部の部会などで組織され、区長以外が中心となり取り組んでいるところもある。パターンのには自治振興区や自治会で組織されているところがほとんどである。地域として災害時にどう対応するかということを検討され組織化している。ただ、自治会であっても高齢者ばかりで、いざ何かあってもよう動かん、若い方が入らないと組織化が難しいという話をされる所もある。通常の自治会の役員構成の際にも若い方に入っていただいて、そういう方を中心に、もしもの時は動いてもらうという体制づくりを紹介はするが、役員のなり手がいないとか、自治会に入られない方が増えてきている中、県は 100% を目指せというが、なかなか進んでいない状況にある。

(2) 老朽危険建築物除却促進事業補助金

－ 事務局より評価シート及び資料に基づき説明 －

- 委員 補助対象事業の予定件数を決めるのは国か。
- 事務局 市で予定件数を決め、国に補助金申請する。現在、予定件数は 5 件。近年要望が増えているので、できるだけ、予算さえあれば毎年増やしていきたい思いはある。
- 委員 国道沿いで旧家の塀が 4・5 m ほど、2・3 年前崩れ落ちたことがある。車への被害は無かったようだが、道路上を撤去しただけで、そのほかはそのままの状態。樹木がうっそうとしており、住民は市外へ出ている。以前は植木屋に頼んでいたようだが、近年道路へ出てきていて、残った塀も崩れそうだが、地域住民が申請することは可能か。
- 事務局 市としては、地域の方からの情報を受け、所有者を調べてお願いをするということになる。市として直接対応することはできない。
- 委員 車が通った時に瓦が落ちたら事故になると思うので、市から指導していただきたい

い。

他にも家が崩れ落ちているような所もあり、危ないと感じている。

事務局 空家の所有者は転出しているため、関心が薄い。先ほどの件については、地域の方からご意見を頂いて、市としては所有者を探して、お願いをする。現在お願いしている状況である。地域で解決していただくのが一番良いが、個人からは言いづらいかと思う。市から注意・指導として所有者への話しは可能。ただ市が撤去することは出来ない。

増えているのは総領・西城・口和。自治会から何とかならないかといった相談を受けて、市で調べてお願いしているのが現状。

委員 3分の1補助で上限額30万円で妥当とのことだが、除去費用は90万円でおさまるのか。

事務局 100～200万円程度。田舎は家屋が大きいため処分費が高額になる。年々高額になっている。

あくまでも所有者の責任なので補助は無しでも良いが、30万円の補助で対処のきっかけとして欲しいというもの。

委員 老朽危険建築物は市内にどのくらいか。

事務局 令和2年度末（令和3年3月末）で109戸と把握している。

委員 老朽危険建築物の認定を受けないと老朽危険空家とはならないのか。

事務局 そのとおり。この補助対象は認定された建物。

委員 認定如何を考えず、本人が申請しようとするまいが、世間的に老朽危険空家と、役所が一方的に該当するといった制度はないのか。

事務局 空家対策計画で109戸と調査しているが、これはあくまでも市で基準を元に位置付けているが、所有者に認定しているという通知まではしていない。

委員 令和2年度6件とあるが、実績数が申請数か。

事務局 平成30年度・令和元年度は申請数が認定・実績数。令和2年度は6件以上の申請があった。が予算が6件分しかなかったため、令和3年度に再申請していただくようお願いしている。

認定申請は年間を通して受け付けており、あとは条件が整っているところから、予算のある限りで執行している。

今年度予算は5件分だが、6件目は他事業補助金から流用で対応している。

年間予算は10件分要望しているが、内部で整わなくて今年度も昨年度も当初予算は5件分。要求は10件程度要求はしていきたい。

委員 財源は国庫支出金となっているが申請しただけ対象となるのか。

事務局 申請しただけはもらえるようになっている。

委員 しっかり申請すればよいということか。

事務局 全額補助ではないので、補助率は2分の1で一般財源が必要。

委員 行政代執行の対象があるか。また、これまで実績があるか。

事務局 危険空家はあるが、行政代執行の対象となるかの判定はしていない。

これまで実績は無い。

委員 行政代執行は県がするのか、市がするのか。

事務局 市が実施する。

委員 補助制度はあるのか。

事務局 無いので全額市費となる。所有者が払ってくれなければ回収できなくなる。

委員 所有者が分からなければ誰が申請することになるのか。

事務局 空家の法律で調べる権利が与えられている。建物の所有者が分からなければ、土地の所有者を調べる。

委員 家屋解体は高額になるので踏ん切りがつかないところがある。一般財源との兼ね合いもあるがもう少し上げられるとよいと思う。

判定の基準に基づいて判定はしたが、申請に至らないこともあるのか。

小屋等は対象とならず住居だけか。

事務局 今年6件するが、判定に満たない、ただの空家もある。

対象は住居。

所有者からすれば補助は多い方がよいと思うであろうが、現在でも30万で6件の申請があり、2・3件の保留もあるので、応募が多いということなので、30万でも満足はいただけていると考える。しょうがない。

委員 「109戸」の地域別状況を知りたい。別途資料提供する。

毎年調査をするのか。

事務局 「109戸」については職員が毎年モニタリング等調査をしている。

委員 新たな対象の追加は。

事務局 情報を頂ければ随時、調査を行い追加していく。

109件の中にも調査に行く解体されているものもあつたりするので自費でされる方もかなりいるという認識でいる。

委員 数年前に委託され空家調査をされたと思うが、何年かに1度されているのか。

事務局 県内市町も8～9年に1度

平成28年度に実施し、令和6年度に計画している。

10年ではスパンが長いし、5年では財政的に厳しい。

委員 空家が多い。特に市街地を離れると。活用は難しい面もあって、そうすると当分の間家に風が通らないと痛んでいって崩れていってしまう。山間部、道から離れて行ったりしてこの制度の対象とならない建物があると思うがカバーできる制度はあるのか。

事務局 現在のところ制度にはまるものは無いが、地元から要請があれば、所有者に適正管理をお願いをする活動はしている。

委員 空家問題は優先順位はかなり高い方の問題と思う。

事務局 空家バンクや民間の方で利活用について活動しているNPO法人などを紹介している。

委員 家屋も土地も所有者が途絶えているようなケースはあるのか。

事務局 現時点ではそういったケースは無い。土地については必ず相続管理者が追えると考えている。名義人さんは法務局等での登記簿等で確認ができるので必ずどこかにたどっていけると考えている。もしたどれないケースが出たとすれば行政代執行ということになると考える。

委員 終期が令和5年度となっているのは。

事務局 5年おきに見直しをしているという意味。現時点では継続していきたいと考えている。

5. その他

事務局 (次回会議について説明。)

6. 閉 会